

議案第16号

鹿屋市国民健康保険条例の一部改正について

鹿屋市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿屋市国民健康保険条例（平成18年鹿屋市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿屋市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、施行日以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令の一部改正による出産育児一時金の引上げに合わせ、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。